

岩手県告示第3号

森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成24年1月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程の一部を改正する告示

森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格及び指名等に関する規程（平成18年岩手県告示第786号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格及び<u>指名等</u>に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、森林整備事業の請負契約等を締結する場合における指名競争入札参加者の資格及び<u>指名等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定</u>に該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第9条 知事は、資格者が<u>政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合</u>においては、資格を取り消すことができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>森林整備事業の請負契約等に係る指名競争入札参加者の資格及び<u>指名</u>に関する規程</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、森林整備事業の請負契約等を締結する場合における指名競争入札参加者の資格及び<u>指名</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(資格の審査)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 <u>次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</u></p> <p>(1) <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当する者</u></p> <p>(2) <u>岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者</u></p> <p>(資格の取消し)</p> <p>第9条 知事は、資格者が<u>次の各号のいずれかに該当する場合</u>においては、資格を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する場合</u></p> <p>(2) <u>第3条第2項第2号に該当する者であることが判明した場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この告示は、平成24年2月1日から施行する。